

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る申請等の手引

令和7年4月

川 越 市

【目次】

1	宅地造成及び特定盛土等規制法の概要	・・・ 1
1-1	宅地造成及び特定盛土等規制法の概要と趣旨	・・・ 1
1-2	許可を要する工事	・・・ 2
1-3	許可を要しない工事	・・・ 3
2	工事の技術的基準及び設計者資格	・・・ 5
2-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	・・・ 5
2-2	土石の堆積に関する工事の技術的基準	・・・ 7
2-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	・・・ 8
3	事前協議及び住民への周知	・・・ 10
3-1	事前協議	・・・ 10
3-2	住民への周知	・・・ 10
4	宅地造成等に関する工事の許可の申請等	・・・ 11
4-1	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領	・・・ 11
4-2	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく変更許可申請書及び 変更届出書作成要領	・・・ 22
4-3	宅地造成等に関する工事の届出書作成要領	・・・ 23
4-4	擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	・・・ 27
4-5	省令第88条に規定する書面の交付に関する申請書作成要領	・・・ 28
4-6	許可等申請手数料	・・・ 30
5	宅地造成等に関する工事の許可後における留意事項	・・・ 31
5-1	許可の条件	・・・ 31
5-2	工事着手届	・・・ 32
5-3	標識の掲示	・・・ 33
5-4	検査・定期報告	・・・ 34
6	申請手続の流れ	・・・ 37
7	手続の一覧	・・・ 39
8	問い合わせ先	・・・ 41

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要と趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れや土砂の流出による災害を防止するため、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定し、この区域内で行われる一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、許可や届出を義務付けています。

本手引内の法令名及び用語の定義は、下表のとおりです。

【法令名等】

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	川越市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年規則第39号）
都市計画法規則	川越市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則（昭和48年規則第27号）

【用語の定義】

宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいいます。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第1条）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます（本市は指定していません）。

本市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定します。

※規制区域指定日：令和7年5月26日

1-2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。

【許可を要する工事】

行 為	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第2条第2号、第3号) (政令第3条各号) (省令第8条第9号)	《宅地造成等工事規制区域》 ①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、盛土、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で、高さが2mを超えるもの(①、③を除く) ⑤盛土、切土をする土地の面積が500㎡を超え、かつ高さが50cmを超える(※2)もの(①～④を除く)
土石の堆積(※1) (法第2条第4号) (政令第4条各号) (省令第8条第10号イ、ロ)	《宅地造成等工事規制区域》 ⑥高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ⑦土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超え、かつ高さが50cmを超える(※2)もの

※1：土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

※2：法に基づき、細則により規制規模を引き下げたもの。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

⑤・⑦については、地盤面との標高の差が50cmを超えるものとして、細則で定めたもの
宅地造成及び特定盛土等規制法/パンフレット(国土交通省・農林水産省・林野庁)を一部加工

1-3 許可を要しない工事

【許可を要しない工事】

区 分	具体的な内容
公共施設用地 (法第2条第1号) (政令第2条) (省令第1条各項)	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書) (政令第5条第1項各号) (省令第8条各号)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない（※1）盛土又は切土をするもの ・政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面

区 分	具体的な内容
	の標高のとの差が50cmを超えない(※1)もの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積(※2)であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(※3)又はその付近(※4)に堆積するもの(※5)
みなし許可となる工事 (法第15条各項)	・ 国または都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・ 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(※6)(通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が50cmを超えない(※1)もの)

※1：法に基づき、細則により規制規模を引き下げたもの。

※2：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※3：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

※4：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

※5：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

※6：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局に対して事前協議前に相談を行ってください。

2 工事の技術的基準及び設計者資格

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事、政令で定める技術的基準及び国の「盛土等防災マニュアル」に従い、盛土、擁壁等の設置その他災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものである必要があります。

(ダウンロード：国HP 盛土等防災マニュアル)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

(法第13条第1項、政令第7条～第18条)

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（※1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モ

2-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

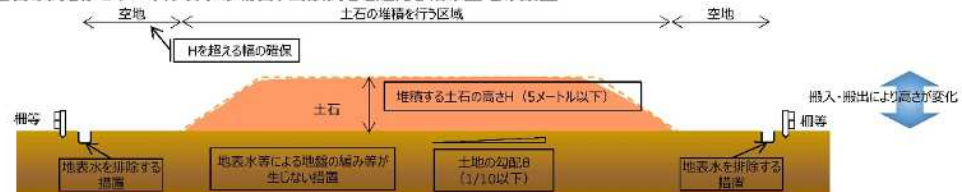
【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

(法第13条第1項、政令第19条)

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

出典：盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方（国土交通省）

2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

(1) 資格を有する者の設計対象工事（法第13条第2項、政令第21条）

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

(2) 設計者資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記（1）の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

ア 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの

イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者

ウ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森

林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)

エ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

3 事前協議及び住民への周知

3-1 事前協議

宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、許可の要否や許可の見通しがあるのか計画図書を持参のうえ、開発指導課と事前協議をしてください。

3-2 住民への周知

事前協議を完了した後、工事主は、宅地造成等に関する工事の許可申請までに、あらかじめ工事の施行に係る周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります。

(1) 周知する工事の具体的内容

住民への周知を行う具体的な内容は、下表の内容を含むものとします。

【周知する工事の具体的内容】

(法第11条、省令第6条)

区 分	項 目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了年月日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他市長が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了年月日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他市長が必要と認める事項

(2) 住民へ周知する範囲

本市では、【住民へ周知する範囲】(P.18参照)を踏まえ、「工事区域と隣接する土地又は建築物を所有する者、居住する者、若しくは管理する者」、「工事区域が面する道路又は水路を挟み、向かい合う土地又は建築物を所有する者、居住する者、若しくは管理する者」及び「工事区域に存する地元自治会」に周知してください。

4 宅地造成等に関する工事の許可の申請等

4-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成等に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、開発指導課へ提出してください。

※ 申請書提出後、許可書の発行まで宅地造成、特定盛土等については通常4週間前後、土石の堆積については通常2週間前後掛かりますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 申請書提出部数

正本・副本 各1部 (計2部)

(2) 宅地造成等に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

① 「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。

② 「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。

③ 「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。
＜地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院 <https://maps.gsi.go.jp/>>

④ 「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。

⑤ 「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）

ア 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

イ 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

ウ 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑥ 「土地の地形」

- ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）

ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地

ウ ア、イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

- ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

⑦ 「工事の概要」

ア 盛土又は切土の高さ

- ・2 頁「1－2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

イ 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

ウ 工程の概要

- ・工程表を添付して下さい。

⑧ 「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

(3) 宅地造成等に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記入（変更前は見え消し、朱書記入）して下さい。
- ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。

工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

宅地造成等に関する工事の許可申請に必要な書類は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の書類の添付を求める場合があります。

【許可申請に必要な書類】

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
1.許可申請書		申請者、工事の概要等を記載	要	要	(省令第7条第1項、第2項)
2.設計者資格証明書	卒業証明書	- 高さが5mを超える擁壁の設置 - 盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置	左記の設計をするときは要	左記の設計をするときは要	設計者の資格は、「2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格」を参照のこと (省令第7条第1項第5号)
	実務経歴証明書				
	資格、免許等の写し				
3.構造計算書		- 擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1) - 構造計画、応力算定及び断面算定	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	- 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) - 崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)
		措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	一	備考に該当する場合は要	土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 (省令第7条第2項第2号、第32条)

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
3.構造計算書					・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号)
4.地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書		・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当する場合は要	—	・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 (省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)
		・盛土の安定計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・溪流等において盛土をする場合 (政令第7条第2項第2号)
5.土量計算書		・盛土又は切土の土量計算書	要	要	・平面図、断面図を元に作成など
6.その他審査に必要な書類	許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
	委任状		要	要	・代理人が申請手続を行う場合
	土地登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	受付日より3ヶ月以内のもの (細則第5条第3号)
	大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条	当該擁壁	当該擁壁	(政令第17条)

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地 造成 又は 特定 盛土 等	土石 の堆 積	
6.その他審査に必要な書類		件を満足していることが分かる書類	を使用する場合は要	を使用する場合は要	
	工事主の資力・信用に関する書類	〈共通事項〉 ・資金計画書 ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ・造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業の許可証明書 〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・最近３年間の所得税の納税証明書 〈法人の場合〉 ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・①役員の住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の有する株	要	要	（法第12条第2項第2号、省令第7条第1項第7号～第9号、第2項第5号～第7号、細則第5条第1号）

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
6.その他審査に必要な書類		式の数又は出資の金額が確認できる書類 ・最近 3 年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税、法人事業税の納税証明書			
	工事施行者の能力に関する書類	・法人の登記事項証明書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書	要	要	（法第 12 条第 2 項第 3 号、細則第 5 条第 2 号）
	申請地及びその周辺の写真		要	要	（省令第 7 条第 1 項第 6 号、第 2 項第 4 号）
	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事施行同意書（印鑑証明書）	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類（同意書、同意者の印鑑証明、同意者の資格証明書（法人の場合））	要	要	妨げとなる権利とは所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利等がある （省令第 7 条第 1 項第 10 号、第 2 項第 8 号）
	住民への周知措置を講じたことを証する書面（注 2）	○住民周知の範囲 ・（注 3）の表に示す範囲 ○開催方法毎の必要書類 〈説明会開催の場合〉 ・開催の周知範囲が	要	要	・周知する工事の内容 ①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地 造成 又は 特定 盛土 等	土石 の堆 積	
6.その他 審査に必要書類		分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録または議事要旨、説明会に用いた資料等） 〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL 含む）			及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ（土石の堆積の最大堆積高さ） ⑥盛土又は切土をする土地の面積（土石の堆積を行う土地の面積） ⑦盛土又は切土の土量（土石の堆積の最大堆積土量） （省令第 6 条、第 7 条第 1 項第 11 号、第 2 項第 9 号）
	工事主の誓約書 （注 4）	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約	要	要	（細則第 5 条第 1 号）
	その他	・その他市長が必要と認める書類	要	要	（細則第 5 条第 6 号）

注 1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

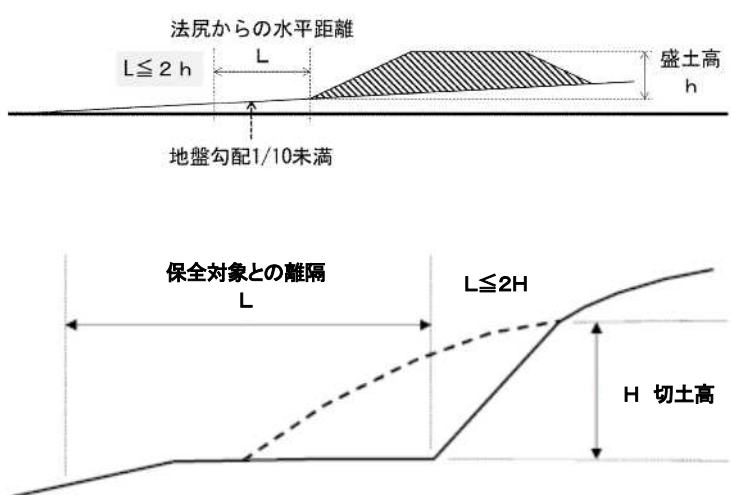
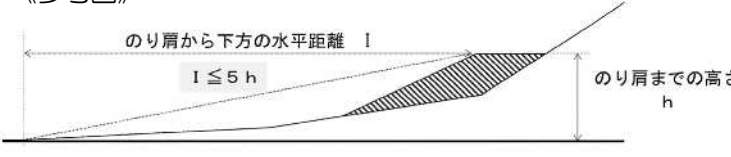
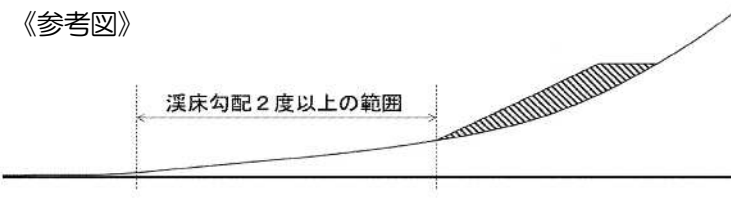
注 2：次にあげる土地において政令第 3 条に規定する盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

・政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地（溪流等）

注 3：次項参照

注 4：様式は、川越市ホームページで公表しています。

注 3：【住民へ周知する範囲】

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 《参考図》 
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 《参考図》 
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） 《参考図》 

宅地造成等に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

【許可申請に必要な図書】

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成特定盛土等	土石の堆積	
1.位置図※	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要	(省令第7条第1項第1号、第2項第1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号、第2項第1号)
3.平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置	1/500以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成特定盛土等	土石の堆積	
	を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容				できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
4.断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	—	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。 (省令第7条第2項第1号)
5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	要	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号、第2項第1号)
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成特定盛土等	土石の堆積	
7.擁壁の断面図	・ 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号、第2項第3号)
8.擁壁の背面図	・ 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
9.崖面崩壊防止施設の断面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
10.崖面崩壊防止施設の背面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
11.土地の公図の写し	・ 土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。		要	要	法務局備付のもの (細則第5条第4号)
12.現況地番図	・ 同上		要	要	所有者名及び地目を記入すること。
13.排水施設構造図	・ 構造詳細図	1/50 以上	要	要	(細則第5条第6号)
14.防災計画平面図	・ 防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	—	(細則第5条第6号)
15.防災施設構造図	・ 同上	1/50 以上	要	—	(細則第5条第6号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成特定盛土等	土石の堆積	
16.求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500以上	要	要	(細則第5条第5号)
17.その他	・その他市長が必要と認める書類		要	要	(細則第5条第6号)

※ 位置図の縮尺について

都市計画課備付の都市計画図を添付する場合は、縮尺15,000分の1とする。

4-2 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく変更許可申請書及び変更届出書作成要領

許可を受けた者は、宅地造成等に関する工事の計画の変更をするときは、変更工事着手前に許可を受ける必要があります。

宅地造成等に関する工事の変更許可申請書及び変更届出書は、次の要領で作成し、開発指導課へ提出してください。

(1) 申請書提出部数

正本・副本 各1部(計2部) 変更届出については1部

(2) 宅地造成等に関する工事の変更許可申請書及び変更届出書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記入(変更前は見え消し、朱書記入)して下さい。
- ・許可申請に必要な書類及び図書については、位置図、許可通知書写しのほか計画変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、変更内容が判別できるようにして下さい。
- ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。

工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

4-3 宅地造成等に関する工事の届出書作成要領

本市における規制区域指定の際、規制区域内ですでに行われている「1-2許可を要する工事」に該当する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内（※）に、法第21条第1項に基づき、次の要領で届出書を作成し、開発指導課に届出を行う必要があります。

届出後は、盛土規制法第21条第2項の規定により、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地等を公表します。

なお、区域指定日以降に面積・高さ・形状・土量等を変更する場合は、法第12条に基づき許可を要しますので、「4-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領」を参照のうえ、許可申請してください。

（※）区域指定日：令和7年5月26日⇒届出期間：令和7年6月16日(月)まで

（1）届出書提出部数

正本1部

（2）宅地造成等に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

① 「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。

② 「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。

③ 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・届出地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。
＜地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院 <https://maps.gsi.go.jp/>>

④ 「土地の面積」

- ・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みません。

⑤ 「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
 - ア 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - イ 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

ウ 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑥ 「工事の概要」

ア 盛土又は切土の高さ

- ・2頁「1－2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

イ 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積を記入してください。

ウ 工事の進捗状況

- ・工程表を添付して下さい。

【届出に必要な書類】

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
1.届 出 書		・申請者、工事の概要等を記載	要	要	(省令第52条第1項 第3項)
2.その他必要な書類	委 任 状		要	要	・代理人が申請手続を行う場合
	位 置 図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
	求 積 図	・盛土又は切土の高さ、盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積、土量が分かるもの	要	要	
	現 況 写 真	・工事をしている土地及びその周辺の状況が分かる写真	要	要	

なお、以下の規模の工事については、別途、必要な図書の添付を求めます。

○宅地造成又は特定盛土等

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

○土石の堆積

要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3000㎡超 となるもの
イメージ図		

国土形成法パンフレット(国土交通省・農林水産省・林野庁)第一版加工

【届出に必要な図書】

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
1.地形図	縮尺、方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)		要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第52条第2項、第4項)
2.土地の平面図	- 縮尺、方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置		要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 (省令第52条第2項)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
2.土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		一	要	(省令第52条第4項)

4-4 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域において、次の工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第 21 条第 3 項又は第 4 項に基づき、次の要領で届出書を作成し、開発指導課へ提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項の許可若しくは法第 16 条第 1 項の変更許可又は法第 16 条第 2 項の届出及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

(1) 届出書提出部数

正本 1 部

【届出書が必要な工事の内容】

書類の名称	工事の内容	提出期 日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工 事 に 着 手 す る 日 の 14 日 前 まで	別記様式第 17 (省令第 55 条)	(法第 21 条第 3 項、政令第 26 条各項)
	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転 用 し た 日 か ら 14 日 以内	別記様式第 18 (省令第 56 条)	(法第 21 条第 4 項)

- ・添付書類は位置図、平面図、断面図（ただし断面図は法第 21 条第 3 項の届出の場合に限る）

(2) 擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

- ・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第 12 条に基づく様式第 7 号により変更届出書を提出しなければなりません。

4-5 省令第88条に規定する書面の交付に関する申請書作成要領

建築基準法において、法が建築基準関係規定に位置付けられていることに伴い、建築確認に際し、法に適合していることを証する書面（以下「適合証明書」という。）が必要な場合は、適合証明書の交付を申請することができます。

※ 申請書提出後、証明書の交付まで通常2週間前後掛かりますので、あらかじめ御了承ください。

（1）申請書提出部数

正本・副本 各1部 （計2部）

適合証明書の交付を申請に必要な書類及び図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の書類等の添付を求める場合があります。

【申請に必要な書類】

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
1. 証 明 交 付 申 請 書			（細則第13条）
2. その他 審 査 に 必 要 な 書 類	委任状		代理人が申請手続を行う場合
	土地登記事項証明書	・ 適合証明書の交付申請を行う土地の土地登記事項証明書	受付日より3ヶ月以内のもの
	適合証明書の交付申請を行う土地及びその周辺の写真	・ 建築物の敷地を赤線で囲むこと。 ・ 現地の状況が分かるように複数方向から撮影し、撮影の位置、方向を示す図書を添付すること。	

【申請に必要な図書】

図面の名称	明示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
1.位置図※	・ 方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2.案内図	・ 方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	

図面の名称	明示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
3.地形図	縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
4.配置図	縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）並びに、G.H（現況地盤高）及び F.H（計画地盤高）	1/2,500 以上	
5.造成計画 平面図	- 縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）並びに、盛土（赤色で着色）又は切土（黄色で着色）をする土地の部分 - 縦横断の位置	1/2,500 以上	
6.断面図	- 盛土（赤色で着色）又は切土（黄色で着色）をする前後の地盤面 塀、道路側溝等の構造物の表示	1/2,500 以上	- 高低差の著しい箇所について作成すること。 - 縦横断面図は、各々最低2箇所以上作成し、縦横断面図の交差箇所及び計画建物に接する箇所の現況高及び計画高を記入すること。
7.土地の公 図の写し	土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。		法務局備付のもの
8.求積図	適合証明書の交付申請を行う土地の面積	1/500 以上	
9.その他	その他市長が必要と認める書類		許可通知書写し等

※ 位置図の縮尺について

都市計画課備付の都市計画図を添付する場合は、縮尺15,000分の1とする。

4-6 許可等申請手数料

【許可申請手数料】

区分	盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積	申請手数料
宅地造成 特定盛土等	500 m ² 以内	16,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	27,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	39,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	57,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	72,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	96,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	150,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	230,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	370,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	530,000 円
	100,000 m ² 超	690,000 円
土石の堆積	500 m ² 以内	11,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	13,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	16,000 円
	2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	19,000 円
	3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	28,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	31,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	38,000 円
	20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	52,000 円
	40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	72,000 円
	70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	100,000 円
	100,000 m ² 超	130,000 円

【変更申請手数料】

変更理由		手数料
(1) 設計変更	土地の面積に応じ上記表に規定する額の1/10	(1)、(2)、(3)の額の合計額 ただし、宅地造成又は特定盛土等の場合は 690,000 円、土石の堆積の場合は 130,000 円をそれぞれ上限とする。
(2) 新たな盛土等の土地の編入による変更	新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額	
(3) その他の変更	10,000 円	

【適合証明書交付手数料】

手数料	6,000 円
-----	---------

5 宅地造成等に関する工事の許可後における留意事項

5-1 許可の条件

○ 川越市では、宅地造成等に関する工事許可時に、次のとおり許可の条件を付しています。
(法第12条第3項)

- 1 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- 2 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- 3 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- 4 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して工事完了検査時に整理し、提出すること。
- 5 擁壁の基礎地盤は、深堀等により、良質な地盤を乱すことがないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
- 6 コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
- 7 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に開発指導課及び関係する法令等の所管部署等と協議し、必要な手続を行うこと。
- 8 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更をしたときは、遅延なく、その旨を市長に届出ること。
また、許可のあった日から起算して3ヶ月を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を市長に報告し、その指示に従うこと。
- 9 工事を中止した場合は、直ちに市長に届け出るとともに、必要な措置を講ずること。
- 10 その他

5-2 工事着手届

工事に着手したときは、速やかに工事着手届を開発指導課へ提出してください。

(1) 工事着手届の提出部数

正本1部

【届出に必要な書類】

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
1.工事着手届 出書			(細則第7条第1号)
2.その他必要 な書類	許可通知書写し		
	位置図※	・ 方位、道路及び目標となる地物	
	平面図	・ 現地の状況が分かるように複数方向から撮影し、撮影の位置、方向を示す図書を添付すること。 ・ 標識の位置を明示	
	現地の状況が分かる写真	・ 標識（記載内容及び設置場所がわかるもの） ・ 工事区域の全景、工事中が明らかな写真、図面に撮影方向明示	

※ 位置図の縮尺について

都市計画課備付の都市計画図を添付する場合は、縮尺15,000分の1とする。

5-3 標識の掲示

工事に着手にあたり、工事場所の見やすい箇所に標識を設置する必要があります。標識の大きさ及び表示事項は以下のとおりです。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識						
90センチメートル以上						
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出} 済標識						
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図			
	2	許可番号			第 号	
	3	許可又は届出年月日			年 月 日	
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ			メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
					切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日			年 月 日	
	10	工事完了予定年月日			年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先					
50センチメートル以上						

[注意]

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

(2) 土石の堆積に関する工事の標識

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識				
90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

5-4 検査・定期報告

(1) 検査・定期報告の提出部数

正本1部

(2) 中間検査

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査

を実施し、検査完了後に次の施行工程に進むこととなります。

【中間検査の対象規模等】

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	別記様式第13、検査対象を明示した平面図、検査対象の写真	暗渠排水管配置完了から4日以内 （省令第45条）

（３）定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

【定期報告の対象規模等】

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留の施行状況	様式第14号 盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から3ヶ月ごと （省令第49条）
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、	様式第15号 土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真	

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
		前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む)		

(4) 完了検査等

当該工事が宅地造成等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

【完了検査等】

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	別記様式第 9	工事完了から 4 日以内 (省令第 39 条、第 42 条)
土石の堆積	確認申請	別記様式第 11	

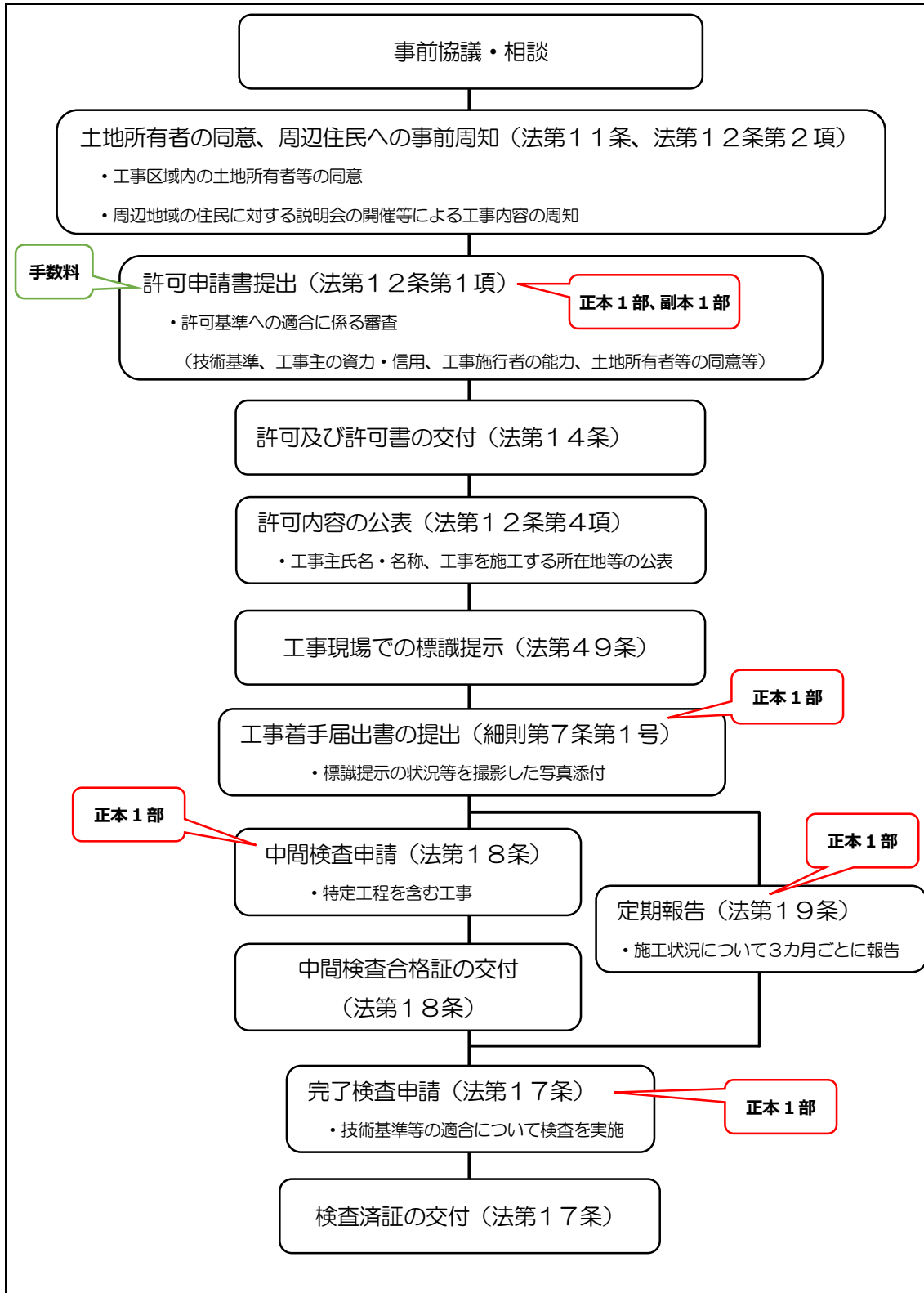
(5) 留意事項

検査等・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

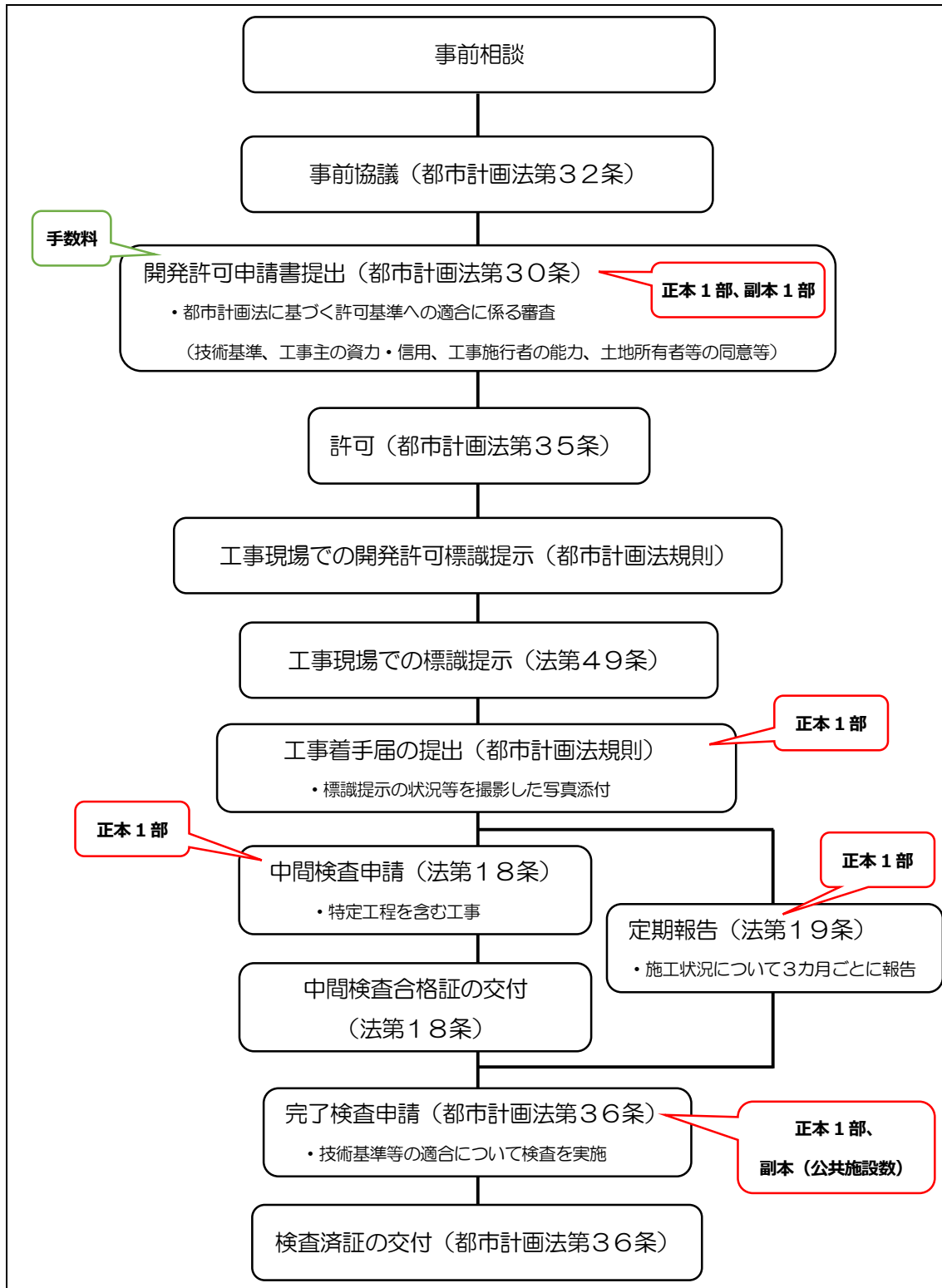
- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- ② 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ③ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- ④ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- ⑤ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- ⑥ 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

6 申請手続の流れ

【宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請手続の流れ】



【都市計画法に基づく開発許可を要する場合の申請手続きの流れ】



※都市計画法第37条に規定する完了公告前の建築制限については、宅地造成等に関する工事が技術基準等に適合している必要があるため、解除することはできません。

7 手続の一覧

宅地造成等に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

【手続の一覧】

		手続の種類	根拠法令等	様式
事前協議		宅地造成等に関する工事の許可申請にあたり行う事前の協議		
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	別 記 様 式 第 2 (省令第 7 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	別 記 様 式 第 4 (省令第 7 条第 2 項)
		工事着手の届出	細則第 7 条第 1 号	様 式 第 3 号 (細則第 7 条第 1 号)
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項	別 記 様 式 第 7 (省令第 37 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項	別 記 様 式 第 8 (省令第 37 条第 2 項)
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項	様式第 5 号 (細則第 9 条)
標識の掲示		標識の掲示	法第 49 条	別記様式第 23 又は第 24 (省令第 87 条第 1 項又は第 2 項)
工事等の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項	別 記 様 式 第 15 (省令第 52 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項	別 記 様 式 第 16 (省令第 52 条第 3 項)
		擁壁等に関する工事の届出 (高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項	別 記 様 式 第 17 (省令第 55 条)
		公共施設用地の転用の届出 (公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項	別 記 様 式 第 18 (省令第 56 条)
	変更	擁壁等に関する工事の変更の届出	細則第 12 条	様式第 7 号 (細則第 12 条)

	中止等	申請取下げ (許可の申請等を取り下げる場合)	細則第14条	様式第9号 (細則第14条)
		工事取りやめ届出 (工事を取りやめる場合)	細則第15条	様式第10号 (細則第15条)
中間検査		宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の中間検査	法第18条第1項	別記様式第13 (省令第46条)
定期報告		宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の定期報告	法第19条第1項	様式第6号 (細則第11条)
		土石の堆積に関する工事の定期報 告	法第19条第1項	様式第6号 (細則第11条)
完了検査		宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の完了検査	法第17条第1項	別記様式第9 (省令第40条)
		土石の堆積に関する工事の確認	法第17条第4項	別記様式第11 (省令第43条)
証明書		宅地造成等に関する証明書の交付 の申請	省令第88条	様式第8号 (細則第13条)

※ 各種申請に必要な様式について、川越市のホームページで公表しています。

8 問い合わせ先

【市関係】

担当課名	主な協議内容
政策企画課	市の基本的な政策に関すること。
管財課	公有地拡大の推進に関する法律に関すること。
防犯・交通安全課	- 防犯灯に関すること。 - 交通事故防止に関すること。 - 街路灯に関すること。
環境政策課	- 緑化に関すること。 - 森林伐採に関すること（保存樹林・樹木等）。
環境対策課	土壌汚染対策法など公害関係法令に関すること。
産業廃棄物指導課	産業廃棄物に関すること。
資源循環推進課	一般廃棄物に関すること。
農政課	- 農振除外に関すること。 - 森林伐採に関すること（市街化調整区域）。
都市計画課	- 都市計画道路・用途地域及び地区計画に関すること。 - 山田・宮元町地区、木野目地区、南田島地区の道路後退行政指導に関すること。 - 生産緑地法に関すること。
都市景観課	- 川越市都市景観条例に関すること。 - 川越市屋外広告物条例に関すること。
都市整備課	土地区画整理に関すること。
建築指導課	- 建築確認に関すること。 - 中高層建築物、ワンルーム建築物に関すること

	・川越市における建築物に付置すべき駐車施設に関する条例に関する事。 ・福祉環境整備に関する事。 ・建築協定に関する事。
開発指導課	・開発行為に関する事。 ・国土利用計画法に係る届け出に関する事。 ・宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事（旧土砂条例含む）。
建設管理課	・市道認定等に関する事。 ・道路敷地寄附に関する事。 ・境界確認に関する事。 ・道水路付替に関する事。
道路街路課	・道路改良に関する事。 ・都市計画道路に関する事。
道路環境整備課	・道路築造に関する事。 ・道路占用許可及び承認工事の申請に関する事。
河川課	・河川に関する事。 ・雨水処理に関する事。 ・河川占用許可申請、承認に関する事。
給水サービス課	・給水装置工事に係る事前協議に関する事。 ・水道利用加入金に関する事。 ・配水補助管の負担に関する事。
下水道課	・下水道事業受益者負担金に関する事。 ・下水道施設に関する事。 ・雨水対策に関する事。
文化財保護課	・文化財に関する事。
学校管理課	・通学区域に関する事。
農業委員会	・農地転用に関する事。
川越地区消防局警防課	・消防水利に関する事。

主な問い合わせ先を明示していますので、川越市開発行為等指導要綱も併せて御覧ください。